

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 の一部を改正する省令案等に関する意見公募要領

令和2年2月7日
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においては、初めて再生可能エネルギーの「主力電源化」が掲げられ、「他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減とFIT制度からの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく」こととされました。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）附則第2条第3項の規定においては、令和3年3月末までの間に、法の抜本的見直しを行うものとされています。この規定を踏まえて、関係審議会等において、法に基づく再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）の見直しの検討が進められています。

こうした動向等を踏まえながら、令和元年9月から、調達価格等算定委員会において令和2年度以降の調達価格等の在り方について議論が重ねられ、令和2年2月に同委員会の意見が取りまとめられたところです。同委員会における議論の成果・決定事項を含め、必要な措置をFIT制度に盛り込むべく、資源エネルギー庁では、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）及び関係する経済産業省告示の改正に向けた検討を進めているところ、広く国民の皆様から御意見を頂くべく、これらの改正案について、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見をくださいますようお願い申し上げます。なお、改正案の詳細については、別添の概要を御参照ください。

2. 意見公募の対象

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 経済産業省HP

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和2年2月7日（金）～令和2年3月7日（土） 必着

5. 意見提出先・提出方法

日本語で記入の上、以下のいずれかの方法で提出してください。

- (1) e-Gov から意見提出フォームへ入力
※可能な限りこちらの方法で御提出ください。

- (2) 郵送

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記

の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 法令担当 宛

(3) FAX

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のFAX番号宛にお送りください。

FAX番号：(03) 3501-1365

- ※ 電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ 提出いただく意見については、1枚1意見とさせていただきます。なるべく簡潔に、1000字以内でお願いいたします。また、複数の意見がある場合は、複数枚に分けて御記入のうえ、御提出ください。
- ※ 図や絵などによる意見提出は、お控えください。

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等をおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。